

新型コロナウイルス感染症の対応として、海外から帰国した児童生徒等への対応について、2週間の自宅待機をお願いすることがあります。春季休業中に、児童が海外に渡航された場合は、ご確認のうえ、学校までご連絡ください。(6371-2047)

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経てることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校ができます。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意してください。

（※）「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」（3月 26 日現在）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

東アジア：中国,韓国の全域（3月 9 日午前 0 時から追加）

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国（アイスランド,イタリア,エストニア,オーストリア,オランダ,ギリシャ,イス,スウェーデン,スペイン,スロバキア,スロベニア,チェコ,デンマーク,ドイツ,ノルウェー,ハンガリー,フィンランド,フランス,ベルギー,ポーランド,ポルトガル,マルタ,ラトビア,リトアニア,リヒテンシュタイン,ルクセンブルク）,アイルランド,アンドラ,英國,キプロス,クロアチア,サンマリノ,バチカン,ブルガリア,モナコ,ルーマニアの全域（2020 年 3 月 21 日午前 0 時（日本時間）から追加）

中東：イランの全域（2020 年 3 月 21 日午前 0 時（日本時間）から追加）

アフリカ：エジプトの全域（2020 年 3 月 21 日午前 0 時（日本時間）から追加）

北米：米国の全域（2020 年 3 月 26 日午前 0 時（日本時間）から追加）

東南アジア：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア（2020 年 3 月 28 日午前 0 時（日本時間）から追加）

<入管法に基づく入国制限対象地域>（注：下線は、2020 年 3 月 27 日午前 0 時（日本時間）から追加）

<中国>湖北省,浙江省

<韓国>大邱広域市,慶尚北道（清道郡,慶山市,安東市,永川市,漆谷郡,義城郡,星州郡,軍威郡）

<イラン>すべての地域

<ヨーロッパ>アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、イス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの全ての地域